

大田市技能労務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

大田市長 **楫野弘和**

大田市規則第24号

大田市技能労務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

大田市技能労務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年大田市規則第22号の4）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(3) 運転技手

別表第2に次のように加える。

運転技手	高校卒	17	41
------	-----	----	----

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。